当会顧問弁護士加藤愼先生の計らいで下記のような相談を受け付けております。秘密厳守ですので、どうぞ気楽にご相談下さい。

【日本インプラント臨床研究会会員向け法律相談 実施要領】

日本インプラント臨床研究会の顧問弁護士として、会員の先生方を対象とし、以下の要領で法律相談をお受けします。

- 1 相談者は日本インプラント臨床研究会の会員とさせていただきます。 相談の内容は、会員のご家族・ご親族に関するものでも構いません。但し、ご連絡 は会員の先生からお願いします。
- 2 法律相談をお受けするのは以下の弁護士です(2016年8月現在)。
 - ・弁護士 加 藤 愼
 - 弁護士 米 村 俊 彦
 - · 弁護士 水 上 裕 嗣

〔加藤法律事務所〕

〒231-0007 横浜市中区弁天通 2-21 アトム関内ビル 3 階 電話 045-651-2391 (代表) FAX 045-651-0532 http://www.katolo.com/page5.html

3 法律相談は、歯科医師業務に関するもの(診療契約に関するトラブル、診療所の労務、取引、不動産その他に関するトラブル等)を中心としますが、個人的な法律問題に関する相談もお受けします。

但し、当事務所の弁護士の専門外の法律問題に関する相談ついては、こちらで弁護士を紹介します。また、相談内容が税務・会計に関わるものであれば、必要に応じて税理士・会計士にも助言を求めます。

4 法律相談はメールで行います。

法律相談を希望される場合、原則として下記のメールアドレスへご連絡ください。

• info@katolaw.jp

相談内容をメールでいただき、こちらからメールで返信します。

相談内容を拝見し、内容が複雑な場合等メールでは対応が難しいと判断した場合はこちらから電話させていただくこともあります。ご承知おきください。

5 法律相談料は、1件あたり5000円(税別)とします。

但し、回答及び回答のための調査・検討等に1件30分以上の時間を要する場合には、1時間あたり1万円を目安として法律相談料を計算させていただきます。

メールでの法律相談を超えて、契約書・意見書等の文書を検討・作成する場合、交 渉・訴訟等の事件を受任する場合には、別途弁護士費用がかかります。

その他、ご不明な点があれば上記へご連絡ください。 なお、本要領は、事情により適宜変更されることがあります。

以上